



新任委員と一緒に考える

活動のススメ



ひだまり合併号

地区民児協として
 あらためて
 民生委員の役割や
 活動のあり方、
 関係機関との連携・協力について
 再点検してみよう。

新任委員の皆さまへ (大野トシ子・県民児協会長) …P 2

- | | |
|--|---|
| 1 活動のススメ …P 3 ~ 5 | 5 60分のできる実践活動検討 …P 18 ~ 21 |
| 2 取り組み方のススメ …P 6 ~ 11 | 6 平成 29 年度 県民児協
事業計画・予算 …P 22 ~ 25 |
| 3 編集委員 (の紹介) と、
訪問スタイル …P 12 ~ 15 | 7 県民児協役員紹介 …P 26 |
| 4 連携のススメ …P 16 ~ 17 | 県共同募金会からのお知らせ …P 27 |
| | 編集後記ほか …P 28 |

本誌の統一表記 | 「民生委員児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記。

新任委員の皆さまへ

(公財)千葉県民生委員児童委員協議会の会長を務めております、大野トシ子でございます。昨年12月、皆さまが民生委員・児童委員、主任児童委員(以下、「民生委員」という。)をお引き受けいただいたことに深く感謝申し上げますとともに、社会経験の豊富な皆さまと共に活動できることを心強く感じているところです。

活動を始められたこの4ヶ月、おそらく初めての経験ばかりで戸惑うことも多かったことかと思えます。民生委員に必要な知識は、活動を進めていく中で、自ずと身についてくるものです。焦る必要も気負う必要も全くありません。先輩委員の皆さまに相談しながら、少しずつ活動に慣れていってください。

ひとつ、心に留めておいていただきたいのは、今の皆さまだからこそ、地域から必要とされ民生委員に委嘱されたということです。そして、皆さまが民生委員として地域にいただけで、安心して生活できる方がいるということを心の片隅において、前向きに取り組んでいただければと存じます。

平成29年は、民生委員制度創設100周年という記念すべき年でもあります。この100年、民生委員は住民とともに、笑顔で暮らせる明日を作るために活動してきました。大変なこともありますが、それ以上にやりがいのある活動です。くれぐれも健康にご留意のうえ、皆さまの笑顔とやさしさを地域に届けていただければ幸いに存じます。



(公財)千葉県民生委員児童委員協議会

会長

おおの
大野トシ子

全民児連副会長
流山市民児協会長
東深井地区民児協会長

県民児協副会長



ひらかわ しげみつ

平川 茂光

松戸市民児協会長
明第三地区民児協会長



たかはし きみえ

高橋 君枝

習志野市民児協会長
袖ヶ浦地区民児協会長



みやかわ あけみ

宮川 朱実

富里市民児協会長
南部地区民児協会長



えのもと ゆたか

榎本 豊

鴨川市民児協会長
鴨川地区民児協会長

活動の ススメ

一斉改選後、最初の一年。
新任委員の皆さんと、民生委員の役割や地区での活動について、
一つずつ確認していきましょう。

委嘱されてから約4ヶ月。まだまだ、
新任委員の皆さんは、民生委員のことや
その活動について勝手がわからないところ
も多いかと思えます。
先輩委員の皆さんも、新体制のもとで、
新任委員と一緒に、どのように従来の活
動を取り組んでいこうかと、いろいろな
試行錯誤しながらの船出かと思えます。
この1年は、新任委員の皆さんに民生
委員活動を少しずつ理解してもらい、今
後やりがいをもって活動してもらおうため

の大切な期間でもあります。
本号では、「活動のススメ」と題し、
あらためて新任委員の皆さんと一緒に確
認しておきたい活動の留意点や訪問スタ
イルなどをご紹介します。まず、次頁で
は、活動を始める前に地区民児協として
確認しておきたいことをご紹介します。
また、P3～5下段には、全民児連等
が発行する参考資料も掲載していますの
で、本誌とあわせてご確認ください。

これまでの民生委員
の歴史を学ぶ



活動上の留意点や各
福祉分野を学ぶ



民生委員制度や福祉
諸制度の概要を学ぶ



本誌と
あわせて
読みたい
関連冊子

P3～5に掲載している冊子は、本
会（または千葉県庁）を通して、市町
村へ配付しています。お手元がない方
は、市町村民児協事務局までお問い合
わせください。

- (右) 「民生委員児童委員 必携第59集」(特集) 民生委員・児童委員活動を取り巻く制度の動向 (配付) 全委員 (発行) 全社協
- (中央) 「民生委員児童委員 必携第61集」(特集) 民生委員・児童委員活動の基礎知識 (配付・発行) 同上
- (左) 「民生委員・児童委員のひろば 2017年4月号」(特集) 民生委員制度の百年を振り返る (配付) 全委員 (発行) 全民児連

**地域福祉活動を進める前に
確認しておくこと**

民生委員の基本的な活動は、今も昔も「個別の相談・自立支援活動」です。

しかし、毎年厚生労働省がHPで公表する「福祉行政報告例（活動記録の年度別集計結果）」や、当会が平成23年度に実施した県内民生委員への実態調査によると、最近の活動状況は、年々行政や社協などから依頼される活動が増える一方、本来担うべき個別の相談・自立支援活動の件数は減ってきています。

また、福祉諸施策の新設・改正等がなされる都度、民生委員には何らかの役割が期待されており、その活動範囲は拡大の一途を辿っています。

これは、民生委員が住民と同じ地域にあつて、長年住民にとって最も身近な相談相手として、常に住民の立場にたった地域福祉活動を行ってきたからこそでしょう。

ただ、民生委員の本質は、あくまでも地域のボランティアです。行政や社協が期待する全ての役割を果たすことは、県内の活動状況を見ても、なかなか難しいところがあります。

新任委員の皆さんと一緒に、やりがいをもって無理のない範囲で活動していく

には、少しでも民生委員の役割や活動について、地区民児協の中で整理・確認していく必要があります。

3つの役割

民生委員の基本的な活動である「個別の相談・自立支援活動」を考えていく中で、住民が抱える悩みごとや課題を解決に導くまで、民生委員が全ての役割を担う必要はありません。

これは、行政や地域包括支援センターなどの関係機関や専門職との話し合いを重ねる中で、きちんとそれぞれの役割を考えていく必要があります。

その役割分担の中で、民生委員が担うことができる役割は、次の①～③が挙げられます。

- ①見守り対象者等の要支援者や地域の情報・ニーズを「把握する」
- ②必要に応じて、住民を「見守る」
- ③住民が抱える課題や現況を、状況に応じて、関係機関・専門職に「つなぐ」。また、福祉に関することや地域生活に役立つ情報を住民に「つなぐ」

各書類の記入方法と取り扱い方法を学ぶ



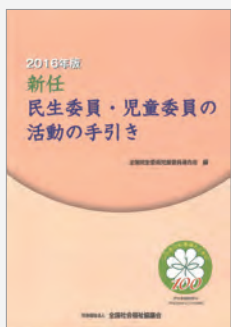
児童委員と主任児童委員活動の基本を学ぶ



住民からの相談事例別対応方法を学ぶ



民生委員制度と活動の入門書



- (右)「2016年版 新任民生委員・児童委員の活動の手引き」(配付) 新任委員・単位民児協会長(発行) 全民児連
- (中央右)「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集 第1集」(特集) 高齢者(世帯)への支援 (配付) 全委員(発行) 全民児連
- (中央右)「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集 第2集」(特集) 低所得者(世帯)への支援 (配付・発行) 同上
- (中央左)「児童委員活動の手引き第42集」(特集) 児童委員・主任児童委員活動に取り組むために (配付・発行) 同上
- (左)「活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル」(配付) 全委員(発行) 千葉県民児協